

令和4年度防府市国民健康保険運営協議会

議 事 録

令和5年2月2日（木）

14:00～14:55

防府市役所 1号館3階 南北会議室

議題

1 諮問事項

- ・基礎賦課額保険料率を令和4年度と同率に措置する。
また、賦課限度額についても、令和4年度と同額とする。
- ・後期高齢者支援金等賦課額保険料率を令和4年度と同率に措置する。
ただし、賦課限度額については、20万円を22万円とする。
- ・介護納付金賦課額保険料率を令和4年度と同率に措置する。
また、賦課限度額についても、令和4年度と同額とする。

2 説明事項

- ・令和4年度国民健康保険料率及び賦課限度額
- ・令和4年度国民健康保険事業特別会計決算見込
- ・令和5年度国民健康保険料率及び賦課限度額（案）
- ・令和5年度軽減判定基準額
- ・その他
 - （1）出産育児一時金
 - （2）新型コロナウイルス感染症への対応

○ 出席委員（13人）

（被保険者代表）

熊安 悦子、石田 浩三、末富 豊利、山田 まゆみ

（医師薬剤師代表）

村田 敦、深野 剛史、椎木 康之

（公益代表）

太田 秀信、大田 操、山本 佳良子

（被用者保険等保険者代表）

矢野 良浩、有田 英文、大倉 孝規

○ 欠席委員（2人）

（医師薬剤師代表）

山本 一成

（公益代表）

安藤 敬子

○ 市側出席者

池田市長、金澤生活環境部長、尾中生活環境部次長、柳保険年金課長、
石光保険年金課長補佐、長藤国保資格係長、藤原国保医療係長

○ 傍聴人

0人

課長 ただ今から防府市国民健康保険運営協議会を開催いたします。
次第5の諮問事項に係る事務局の説明に当たっては、審議が終わるまで、一時御退席をお願いすることがございます。御理解を賜りますようお願い申し上げます。
ここで、市長が御挨拶を申し上げます。

市長 防府市国民健康保険運営協議会の開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。
本協議会は、国民健康保険法第11条の規定に基づき設置されており、国民健康保険事業の運営に関する重要な事項について審議していただくこととなっております。
本市の国民健康保険につきまして、被保険者数の減少に伴い保険料収入、療養給付費はともに減少しておりますが、一人当たりの療養給付費は増加傾向にあり、将来的には財源不足も危惧されているところでございます。
このように厳しい財政状況ではございますが、私としては、現行の保険料水準をできるだけ、可能な限り、長く維持していきたいと考えているところでございます。
本日は、令和5年度の保険料率及び賦課限度額について、御審議いただきます。
どうぞ、十分な御審議を賜りますようお願いしたいと思います。

課長 被保険者代表委員、医師薬剤師代表委員、公益代表委員、被用者保険等被保険者代表委員のうち、各委員1名以上を含む半数以上の委員の出席（15名中13名の出席）により、防府市国民健康保険条例施行規則第3条の規定に基づき、本会議が成立している旨を報告します。

会長 会長の太田でございます。
皆様方の御協力をお願いいたしまして、議長の大役を務めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。
本会議は、公開が原則となっておりますが、先ほど事務局から説明がありましたように、次第の5の一部と6以外を公開としたいと思いますが、お諮りします。

委員 異議なし。

会 長 本日の会議は次第の5の一部と6以外を公開と決定します。
また、署名委員については、被保険者代表の末富委員、医師薬剤師代表の深野委員をお願いします。

署 名 委 員 承諾します。

<市長 諮問書を読みあげ、会長に手交>

市 長 国民健康保険法第11条の規定により、次の事項について防府市国民健康保険運営協議会の意見を求めます。

- 1 基礎賦課額保険料率を令和4年度と同率に措置する。
また、賦課限度額についても、令和4年度と同額とする。
- 2 後期高齢者支援金等賦課額保険料率を令和4年度と同率に措置する。
ただし、賦課限度額については、20万円を22万円とする。
- 3 介護納付金賦課額保険料率を令和4年度と同率に措置する。
また、賦課限度額についても、令和4年度と同額とする。
よろしく願いいたします。

課 長 市長は公務のため、一時退席させていただきます。

<市長 退室>

会 長 諮問事項等について事務局から説明をお願いします。

課 長 補 佐 お手元にお配りしました「諮問書」の写しと「令和4年度防府市国民健康保険運営協議会資料」及び「国保・年金の歩み」に基づき説明します。

本市では、平成20年度に保険料率の改定を行いました。その後、本年度に到るまで、増額することなく料率を据え置いております。

また、令和4年度の賦課限度額については、医療分の基礎賦課額が65万円、後期高齢者支援金等賦課額が20万円、介護納付金賦課額が17万円、合わせて102万円となっております。

令和4年度の決算見込については、歳入、歳出とも、今後の収納状況など、不確定要素を含んだ見込額であるため、今後も見込額が変わったり、実際の決算時には、見込みとの差が生じることもございますので御了承ください。

基金積立金については、令和3年度決算による繰越金が増加したことに

よる国民健康保険基金への積立金で、1億487万1千円を見込んでおります。

この基金は、将来の財源不足に備えてのもので、平成30年度に国保の運営が都道府県化され、当面の対応として、繰越金の基金への積み立てはしていませんでしたが、令和4年度から、繰越金を必要最小限なものとし、基金に積み立てることとしております。

令和4年度決算見込みにおける実質単年度収支は、赤字を見込んでおり、長期的な収支につきましても、被保険者数の減少や被保険者一人当たりの医療費の増加などにより赤字が見込まれますが、令和5年度の保険料率につきましても、保険料率の改定は行わないことを考えております。

令和5年度の保険料率を令和4年度と同率にすることで、被保険者数の減少に伴う保険料収入見込額は減少しますが、基金等の活用を図ることなどにより、国民健康保険の事業運営は可能であることから、保険料率の引き上げによる被保険者の負担増を避けることができると判断しております。

また、令和5年度賦課限度額について、国が全体で2万円引き上げる政令等を公布しましたことから、本市においても、それに基づき、令和5年度の賦課限度額については、医療分の基礎賦課額保険料は、前年度と同額に据え置き、後期高齢者支援金等賦課額保険料は、現行の20万円を22万円に引き上げ、介護納付金賦課額保険料は、前年度と同額に据え置くことを諮問させていただいております。

次に、令和5年度軽減判定基準額については、物価の動向等を踏まえ、軽減率5割と2割の軽減判定所得について、国民健康保険法施行令が改正されますので、本市においても、国に準じて保険料の減額改正を予定しております。

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を、現行の28.5万円から29万円に、また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を、現行の52万円から53.5万円に引き上げを行います。

次に、出産育児一時金ですが、健康保険法施行令等について一部改正の政令が公布されたことから、防府市国民健康保険条例に基づく出産育児一時金の額についても、健康保険法施行令に準じて、40万8千円から48万8千円に引き上げ、支給総額を現行の42万円から50万円に引き上げを令和5年4月1日から行う予定にしております。

新型コロナウイルス感染症への対応ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免及

び新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給について、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、令和2年度から行っております。

最後に、令和5年度国民健康保険事業特別会計当初予算（案）についてですが、次第6の審議が終わるまで、非公開といたします。

令和5年度当初予算でみると、実質単年度収支は、歳入から歳出を差し引いた差額、3億3,200万円の歳入不足となる見込みですので、これを基金繰入金により補填しています。

したがって、基金繰入金により、本市が平成20年度から据え置いております保険料については、保険料率を据え置いても、財政運営は可能と判断しております。

本市の国民健康保険事業の実質単年度収支の状況などを、今後も注視しながら、基金の活用を図ることで、可能な限り、現状を維持してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

会長、宜しく申し上げます。

会長 ただ今、事務局から説明がございましたように、本日の諮問内容は、基礎賦課額・後期高齢者支援金等賦課額・介護納付金賦課額の各保険料率については、据え置きとし、後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額については、引上げるとするものでございます。

御審議いただきたいと思っております。

A 委員 先ほど冒頭で、医療費ですね、療養給付費が将来的には財源不足となるというお話だったと思っております。将来的には医療費を抑えるためには、お一人お一人健康であること、ということで、健康づくりが重要になってくると思っておりますが、来年度こういった具体的な施策を行う予定であるのかお聞かせいただきたいと思っております。

課長 健康保険事業では、特に本市の方で力を入れておりますのは、特定健診の受診率の向上を目指してございまして、その中で来年度については受診環境整備をするために集団健診の会場を増やすといったところや、受診勧奨のはがき、これによって受診率が結構向上するところがあるんですけど、これの回数を増やしたり電話勧奨も増やしたり、そういったところで健康保険事業を充実させていきたいと思っております。

A 委員 ありがとうございます。もう一つ。協会けんぽとか他の被用者保険の方から国保財政に対して、前期高齢者納付金として支援金が投入されておりまして、協会けんぽの財政も今後非常に厳しい状況になるということになっておりますけれども、そういった被用者保険の財政状況も踏まえて、前期高齢者納付金として、現役世代から国保財政に対して支援金が投入されているということを、市民の皆様にご報告等、どういったかたちで周知をされているのかというところを教えてくださいたいと思います。

課長 国保の制度と申しますか、社会保険の制度が複雑でございますので、これに対して今、具体的に今の財政運営の流れについてお知らせすることまではできてない状況です。

会長 ほかに意見はありませんか。
無いようですので、答申案についてお諮りします。
諮問のとおりとすることについて、いかがですか。

委員 異議なし。

会長 ここで答申書作成のため、暫時、休憩とします。

<市長 再入室>

会長 休憩を閉じ、会議を再開します。
それでは、答申案のとおり決定させていただき、市長に答申書をお渡しします。

<会長 答申書を読みあげ市長に手交>

会長 1 基礎賦課額保険料率を令和4年度と同率に措置する。
また、賦課限度額についても、令和4年度と同額とする。
2 後期高齢者支援金等賦課額保険料率を令和4年度と同率に措置する。
ただし、賦課限度額については、20万円を22万円とする。
3 介護納付金賦課額保険料率を令和4年度と同率に措置する。
また、賦課限度額についても、令和4年度と同額とする。

市長 国民健康保険の保険料率及び賦課限度額について、慎重なる御審議をい

ただき、感謝申し上げます。

いただきました答申の趣旨を踏まえ、健全な国保運営に、今後もしっかりと努めていきたいと考えております。

会 長 市当局におかれては、今後とも国民健康保険事業の健全かつ適正なる運営に努められることをお願いします。

課 長 以上をもちまして、運営協議会を終了します。